

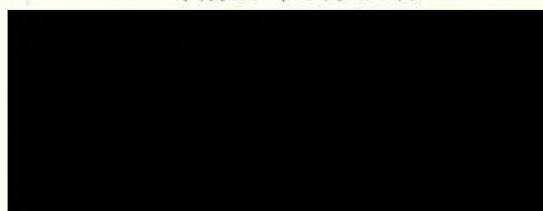
復 命 書

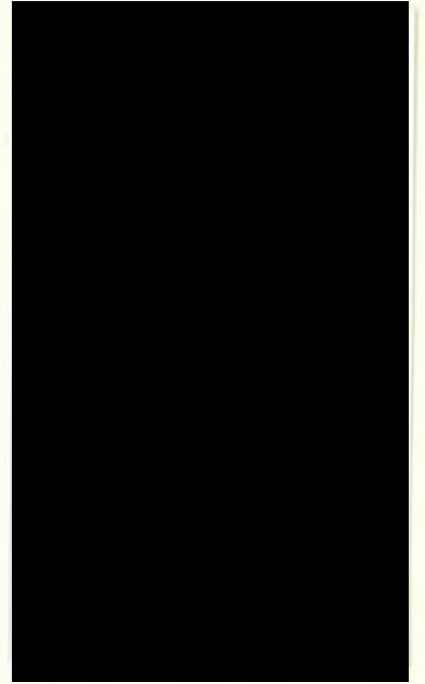
| | 所長 | 次長 | 総務課長 | 技監 | 治山課長 | 係長 | 課員 |
|----------------|--|----|------|----|------|----|----|
| 供 覧 | | | | | | | |
| 日時 | 平成 20 年 5 月 12 日 (月) 15 : 30 から 16 : 30 | | | | | | |
| 出張先 | 熱海市中央町 熱海市役所 | | | | | | |
| 用件 | [redacted] による熱海市伊豆山地内の無許可開発に対する指導について | | | | | | |
| 内容 及び 結果 | <p style="text-align: center;">熱海市伊豆山の無許可開発に対する指導を下記のとおり行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 立会者 [redacted] 代理人 [redacted]</p> <p style="padding-left: 40px;">熱海市建設部 まちづくり課 [redacted]</p> <p style="padding-left: 40px;">観光経済部 産業振興課 [redacted]</p> <p>2 概 要</p> <p>■ : 現地を実測し、森林区域の位置を平面図に落として来たので確認して欲しい。森林の形質変更区域は、2.0702ha となった。</p> <p>市 : 法面の縦・横断面図を示して欲しい。5月14日までに作成することになっている。法面を宅造の基準どおりに仕上げると、開発面積が増加するかもしれない。</p> <p>■ : 現状より開発面積が増加することはない。縦・横断面図は作成する。</p> <p>県 : 復旧計画書を提出し、復旧工事を完了させなければ違法状態をリセットできない。当然、林地開発申請書も受け付けられない。間に合うのか？</p> <p>■ : 苗木の確保が難しい状況である。</p> <p>県 : 法面には種子を吹付け、宅地等の平坦地は植栽しなければならない。あらゆる手段を講じて確保して欲しい。具体的な緑化計画については、時期的なことを考慮し、相談に応じる。苗木については熱海市にも調べてもらっている。6月13日の森林審議会に間に合わなければ次回は9月になる。</p> <p>■ : 遅れたとしても待てるのはせいぜい7月か8月までであり、それ以上遅れると倒産してしまう。</p> <p>県 : 復旧工事完了後、許可を得るまでは中止しなければならないが、6月13日の審議会に間に合えば、中止する期間は20日程度である。関係者が協力し、林地開発の許可が得られるよう進めて欲しい。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧計画における苗木の確保が課題となっている。平坦地における緑化については、樹種を選択の幅を拡大すると共に、種子吹付を組合せる等し、早期復旧ができるよう工夫したい。 | | | | | | |

上記のとおり復命します。

平成 20 年 5 月 12 日

東部農林事務所長 様





D工区

森林法区域 20701.9520 m²
363.8589 m²

21065.8109 m²

